一般社団法人大学コンソーシアム沖縄事務局規程

令和元年６月１８日
制　　定

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）定款第 31 条第４項の規定に基づき、本法人の事務局の組織に関し、必要な事項を定める。

（業務）

第２条　事務局は、本法人の事務を処理するため、次の業務を行う。

(1)　定款第 4 条に掲げる事業の連絡調整に関すること。

(2)　本法人の経理に関すること。

(3)　その他本法人の運営に関し必要な事項

（所在地）

第３条　本法人の事務局の所在地は、本法人の正会員の所在地のうちから、社員総会の了承を得て決定するものとする。

（事務局長）

第４条　事務局に事務局長を置く。

２　事務局長は、事務局の事務を統括する。

３　事務局長の任免は、全理事の承認を得て代表理事が行う。

４　事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事がその職務を代行する。

（職員）

第５条　事務局に必要に応じて本法人の正会員の機関から出向した職員のほか、非常勤職員を置くことができる。

２　職員の任免は、代表理事が行う。ただし、重要な職員の任免は、全理事の承認を得るものとする。

３　職員の職務は、代表理事の承認を経て、事務局長が指定する。

（補足）

第６条　この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附　則

この規程は、令和元年 6 月 18 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。